

平成28年第5回新居浜市農業委員会農地部会議事録

1 会議の日時及び場所

- (1) 会議の日時 平成28年5月6日(金曜日) 14:50～15:16
(2) 会議の場所 消防庁舎4階 コミュニティー防災センター

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

- (1) 出席委員 15名

第1番	桑山尚久	第9番	秦昭一
第2番	山本健十郎	第10番	篠原修
第3番	村上勝利	第12番	小野春雄
第4番	寺尾俊行	第13番	岡部正明
第5番	神野賢二	第14番	岡田充
第6番	矢野重明	第15番	山下元
第7番	守谷博明	第16番	福田満壽夫
第8番	古川一豊		

- (2) 欠席委員 1名 第11番 加藤喜三男

3 会議に出席した事務局職員

事務局長 戸張博司 事務局次長 原道樹
係長 近藤常夫 主査 田中賢禪

4 傍聴者 なし

5 会議に付議した事項

- 議案第1号 特定農地貸付け承認申請について
議案第2号 農用地利用集積計画について
議案第3号 農地の賃貸借権設定について
議案第4号 農地の転用について
議案第5号 農地の転用を伴う所有権移転等について

6 議 事

岡部部会長 皆さん、こんにちは。

熊本では、大地震に見舞われ、農業被害も甚大であるとのこと。義援金等でわれわれもできることは協力したいと思います。

それでは、ただいまから平成28年 第5回新居浜市農業委員会 農地部会を開会いたします。

本日の議事につきましては、議案第1号から議案第5号までとなっております。

なお、議案中、第1号から第3号は決議事項、第4号および第5号は意見事項となっております。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、部会長において篠原修委員と小野春雄委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。

それでは、1ページをご覧ください。

これより議案の審議に入ります。

議案第1号「特定農地貸付け承認申請について」を上程いたします。事務局から提案説明をいたさせます。

近藤農地係長 議案第1号、特定農地貸付け承認申請につきましては、平成27年4月6日に承認した特定農地貸付け47農園 畑56筆、35,944.38平方メートルを、45農園 畑53筆33,945.38平方メートルに変更するものです。

2ページをお開きください。

1番、土地の表示が、船木、畑1筆、936平方メートルで、議案第5号第58番と関連いたしております。

2番については、土地の表示が、中村一丁目、畑2筆 1,063平方メートルです。

以上、御審議をお願いいたします。

岡部部会長 以上、議案第1号について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

岡部部会長 ないようですので、承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡部部会長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号「特定農地貸付け承認申請について」を承認させていただきます。

岡部部会長 3ページをご覧ください。

議案第2号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

近藤農地係長 議案第2号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田21筆、畑7筆、合計面積24,721平方メートルでございます。

4ページをお開きください。

申請は、60番の(2-1)さんから、76番の(2-2)さんの17件ございます。

内訳といたしましては、期間、2年10ヶ月間が1件、3年間が11件、3年11ヶ月間が1件、4年11ヶ月間が4件、利用権の種類は、賃貸借7件、使用貸借10件、また、再設定が11件、新規設定が6件となっております。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること、および、全部効率利用要件・常時従事要件が認められること、並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。

岡部部会長 ありがとうございました。

以上、60番から76番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

藤田委員 71番についてですが、貸付人は既に死亡しております。この場合、どのような取扱いになるのですか。

近藤農地係長 貸付人が死亡している場合は、その相続権者が申請する必要があります。今回については、事務局で申請内容を再確認した上で、貸付人が死亡していることが確認できましたら、相続権者にて再度申請するよう申請人に指導いたします。

岡部部会長 他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

岡部部会長 71番については、要件を満たしていないとで承認できません。再度申請が出てきましたら、来月以降の部会で審議することになります。よって、第2号議案については、原案から71番を除いた案で決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡部部会長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農用地利用集積計画について」は、原案から71番を除いた案で決定させていただきます。

7ページをご覧ください。

議案第3号「農地の賃貸借権設定について」を議題に供します。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

原事務局次長 議案第3号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の賃貸借権設定で、第4番の1件でございます。

8ページをお開きください。

第4番は船木字元船木、田、1筆、面積338平方メートル、譲受人は(3-1)さんです。

譲受人につきましては、有機農法による生産物を自社の弁当に利用するなど船木地区を中心に手広く農業を営んでおります。今回、農業経営規模拡大を図るため、申請地を賃借する目的で、農地法第3条申請が提出されてものであり、作付は季節野菜を予定しております。

許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。1ページ目となっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議の程よろしく願いいたします。

岡部部会長 ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきまして、4番につきましては、地元農業委員であります矢野重明委員より報告いただきたいと思えます。

それでは、矢野委員よろしく申し上げます。

矢野委員 本申請地は申請人である法人の経営農地の隣接地でありまして、今回の許可申請で法人の生産性が向上し、遊休農地発生の防止にも繋がると思えます。ご審議よろしく申し上げます。

岡部部会長 ありがとうございました。

以上、4番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

岡部部会長 ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡部部会長 御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の賃貸借権設定について」を原案のとおり決定させていただきます。

岡部部会長 9ページをご覧ください。

議案第4号「農地の転用について」を議題に供します。事務局から議題の朗読と説明をお願いします。

田中主査 議案第4号は、農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、1件であります。

10ページをお開きください。

10番、上泉町、畑1筆、申請人は、(4-1)さん。内容は、賃貸共同住宅(1棟)119.67平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断されます。

10番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしくをお願いします。

岡部部会長 以上、10番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

岡部部会長 ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡部部会長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

岡部部会長 11ページをご覧ください。

議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議題の朗読と説明をお願いします。

田中主査 議案第5号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、17件であります。

12ページをお開きください。

47番、江口町、畑1筆、譲受人は、(5-1)さん。内容は、自己住宅 91.15平方メートル、一体利用地として、宅地 40.96平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、使用貸借権で期間は20年です。

48番、宇高町三丁目、田1筆、譲受人は、(5-2)さん外1名。内容は、自己住宅

72. 87平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、農用地の除外があり区分は、使用貸借権で期間は20年です。

49番、土橋一丁目、田1筆、譲受人は、(5-3)さん。内容は、貸し露天駐車場、一体利用地として、宅地 2, 542. 00平方メートルがあり、農地区分は、上水管・下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって申請地から概ね500m以内にしおだこどもクリニック及びすみ整形外科が存在するため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

13ページをご覧ください。

50番、土橋一丁目、田1筆、譲受人は、(5-4)さん。内容は、自己住宅兼貸し店舗 135平方メートル、農地区分は、上水管・下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって申請地から概ね500m以内にしおだこどもクリニック及びすみ整形外科が存在するため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

51番、垣生一丁目、田1筆、譲受人は、(5-5)さん外1名。内容は、自己住宅 101. 44平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

52番、田の上二丁目、田1筆、譲受人は、(5-6)さん。内容は、賃貸共同住宅(1棟) 352. 64平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

14ページをお開きください。

53番、東雲町三丁目、田1筆、譲受人は、(5-7)さん外1名。内容は、自己住宅 79. 49平方メートル、農地区分は、上水管・下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって申請地から概ね500m以内に県立新居浜東高等学校及び今井歯科が存在するため第3種農地であると判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

54番、角野新田町一丁目、畑2筆、譲受人は、(5-8)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、賃借権で期間は20年です。

55番、萩生 字旦ノ上、畑1筆、譲受人は、(5-9)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

15ページをご覧ください。

56番、上原三丁目、畑1筆、譲受人は、(5-10)さん外1名。内容は、自己住宅 160. 13平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断さ

れ、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

57番、多喜浜三丁目、田1筆、譲受人は、(5-11)さん。内容は、露天資材置場・駐車場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

58番、船木 字国領、田1筆、畑1筆、譲受人は、(5-12)さん。内容は、宅地分譲(7区画)、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

なお、関連議案として、議案1号1番があります。

16ページをお開きください。

59番、観音原町、畑6筆、譲受人は、(5-13)さん。内容は、内陸型工業用地、一体利用地として、宅地 2,028.62平方メートル および雑種地 4,721.00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

60番、郷四丁目、田2筆、譲受人は、(5-14)さん。内容は、賃貸共同住宅(3棟) 593.58平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

61番、萩生 字治良丸、畑1筆、譲受人は、(5-15)さん。内容は、自己住宅 124.21平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

17ページをご覧ください。

62番、萩生 字治良丸、田1筆、譲受人は、(5-16)さん。内容は、自己住宅 71.21平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

63番、上原三丁目、畑1筆、譲受人は、(5-17)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

また、47番から63番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしくお願ひします。

岡部部会長 以上、47番から63番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

岡部部会長 ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡部部会長 御異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

岡部部会長 以上をもちまして、本日の議題の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして平成28年 第5回 新居浜市農業委員会 農地部会を閉会いたします。

15時16分閉会



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会農地部会

部会長

委員

委員